

# 尼崎市障害者グループホーム整備補助事業者

## 募 集 要 項

(令和元年度)

尼 崎 市

令和元年 12 月

## 1 公募の趣旨

本市では、「誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現」を障害者計画の基本理念とし、「生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり」を重点課題の一つとして、障害のある人の生活環境（基盤）の整備に取り組んでいます。

本公募は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する共同生活援助を行う事業所（以下「グループホーム」という。）の整備を促進するために、整備に要する経費の一部補助を受けグループホームを新たに市内に開設する事業者の募集を行うものです。

## 2 応募資格

- (1) 令和元年12月1日現在、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス（グループホーム以外であっても可）を実施している法人であること。
- (2) 法人及び役員が障害者総合支援法第36条第3項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 法人代表者及び役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 法人が社会的信用を失墜する行為を行っていないこと。
- (5) 法人が適切なサービス提供と安定的な事業所運営を継続するために障害福祉サービスに対する知識と十分な経営基盤を有していること。

## 3 補助対象事業

令和元年度の公募の対象となる補助事業は、令和2年度中に市内において、法人が「日中サービス支援型グループホーム」を開設するために行う建物の建設（既存建物の改修は除く。）とします。また、当該グループホームの開設と併せて、同建物において障害者総合支援法第5条第2項及び第18項に規定する「居宅介護」及び「相談支援」の事業所を併設することも可とします。

※ 日中サービス支援型グループホーム： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第213条の2に規定するグループホーム。障害のある人の重度化・高齢化に対応するために創設されたグループホームの新たな類型で、昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置するほか、障害者総合支援法第5条第8項に規定する「短期入所」を併設し地域で生活する障害のある人の緊急一時的な宿泊の場を提供する機能も有する（基準省令や施行の留意点については、本市ホームページ（ID: 1006668）に掲載しています）。

対象	必須事業		任意事業	
サービス	日中サービス支援型グループホーム		居宅介護	相談支援
	グループホーム部分	短期入所部分 (併設が必須)		
定員数	・ 1住居あたり4～10人 ・ 1事業所あたり最大2住居 (20人)まで設置可	1～5人	—	—

#### 4 補助金額

補助金額は次の(1)、(2)のとおりですが、補助金の決定にあたっては、本市が予算を確保し、かつ社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（以下「国要綱」という。）に基づく国庫補助を受けることが前提となります。

##### (1) 必須事業（日中サービス支援型グループホーム）

- ア グループホーム部分（1住居（定員4～10人）あたり）：25,200千円以内 …①  
（1事業所で2住居（定員8～20人）設置する場合：①×2=50,400千円以内）
- イ 短期入所部分（定員1～5人）：11,100千円以内
- ウ エレベーター等設置整備加算が適用された場合：1,990千円以内

##### (2) 任意事業（居宅介護、相談支援）

- ア 居宅介護整備加算が適用された場合：6,090千円以内
- イ 相談支援整備加算が適用された場合：9,220千円以内

#### 5 補助金交付の条件

- (1) 国要綱及び尼崎市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（以下「市要綱」という。）に基づく条件を満たしていること。
- (2) 補助事業の運営に関する方針に具体性があり、障害者総合支援法及び関係法令の趣旨を十分に踏まえた事業計画であること。
- (3) 次の条件等により、建設用地が確保できること。また、当該用地は住宅地又はこれと同程度の地域にあって、環境、防災及び交通の利便性の観点から適切な立地と認められるものであること。
  - ア 建設用地が原則として自己所有地で確保できていること。確保できていない場合は、土地売買契約書、土地売買予約契約書、条件付土地売買契約書など建設用地として確保できる見込みを証する書類を提出すること。
  - イ 特例として建設用地は借地でも可とする。ただし、借地の場合は補助事業の存続に必要な期間（地上権又は賃借権で50年）を設定する見込みを証する書類を提出すること。また、当該土地に抵当権など事業継続の支障となりうるような権利設定がないこと。設定されている場合は、その権利の抹消が確実であることを証する書類を提出すること。
  - ウ 都市計画法、農地法、文化財保護法等の利用制限や規制など建設用地として支障が

ないことを法人において確認・把握していること。また、開発行為等の許認可が確実に得られる用地であること。

## 6 申込手続き

### (1) 募集期間

**令和元年12月23日（月）から令和2年2月7日（金）**

午前9時から午後5時（土・日・祝日、年末年始（12月28日～1月3日）を除く。）

### (2) 申込受付

ア 申込みに際しては、(3)に記載する書類を作成し、間紙（インデックス）等により、書類間を区分したものをフラットファイル（A4サイズ）に綴じて、表紙と背表紙に「令和元年度障害者グループホーム整備補助事業者応募書類」（法人名）を記載し提出すること。

イ 提出部数は9部（正本1部、副本8部）とし、表紙と背表紙に正本・副本が判るよう表示すること。

ウ 副本の各書類には、提出日・原本証明・代表者名を記した上で、押印すること。

エ (1)の募集期間内に **尼崎市障害福祉政策担当（本庁南館2階：電話 06-6489-6577）** に持参し、提出すること。なお、受付時に応募書類の確認を行うため、必ず電話等で事前の予約を取ること。

※ 郵送等による申込みは受け付けません。また、事前予約が無い場合は対応できませんので、予めご了承願います。

### (3) 提出書類

ア 補助事業申込書【様式1号】

イ 事業計画書【様式2号】

ウ 法人の状況・事業運営の考え方について【様式3号の1、2】

エ 借入金償還計画等一覧表【様式4号】

オ 既往借入金の状況（平成30年度末現在・法人全体）【様式5号】

カ 補助事業申込書に係る誓約書【様式6号】

キ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表【様式7号】

ク 組織体制図【様式8号】

ケ 居室面積等一覧表【様式9号】

コ 設備・備品等一覧表【様式10号】

サ 本事業の収支見込（併設事業も含め、事業毎に作成すること）

シ 法人の定款、登記事項証明書、印鑑証明書及び納税証明書（原本証明をしたもの）

ス 法人の概要がわかるもの（パンフレット等）

セ 決算資料（過去3年度分）

ソ 施設運営等関係書（既存のものを提出すること）

① 事故・虐待防止マニュアル

② 感染症予防マニュアル

- ③ 非常災害発生時の対応マニュアル
- ④ サービス内容等説明書（利用者向けパンフレット等）

タ 設計図等関係書類

- ① 建物配置図
- ② 各階平面図（各部屋の面積・用途を記載したもの）
- ③ 建設工事工程表
- ④ 設計業者が作成する工事内訳書

チ 土地建物関係書類

- ① 建設予定地の位置図、付近見取り図、実測図、現況写真
- ② 当該用地の不動産登記全部事項証明書（原本）
- ③ 用地を取得する場合は、売買契約（確約）書又は贈与契約（確約）書など取得することを証する書類（原本証明をしたもの）
- ④ 用地の貸与を受ける場合は、賃貸借契約（確約）書など賃借することを証する書類（原本証明をしたもの）

ツ 過去5年間（平成26年4月1日以降）の所管庁の監査・実地指導等において、指摘事項がある場合は、所管庁からの指導監査結果及び法人が提出した指導監査改善報告書（指摘事項がない場合は、その旨を文書にて提出してください。）

※ ア～コの書類については、所定の様式（様式1～10号）があります。

本市ホームページの [トップページ > 産業・ビジネス > 各種事業者の方へ > 社会福祉法人・社会福祉施設等 > 社会福祉施設等施設整備費補助事業（国の制度）](#) のページに掲載している「[日中サービス支援型グループホームの整備事業者の募集について](#)」からダウンロードできます。

※ サ～ツの書類については、任意の様式で提出してください。

※ 申込みに必要な提出書類は、募集期間内にすべて整えて提出してください。

※ 申込みに係る情報については、預金残高証明等の個人情報を除き、原則として開示の対象とします。なお、尼崎市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されます。

(4) 質問と回答

申込みに関する質問については、市ホームページに掲載する「質問票」に記入の上、[令和2年1月17日（金）の正午まで](#) に、必ず電子メールによりお問い合わせください。なお、回答については、本要項と同等の効力を有するものとして、市ホームページ（ID: 1006668）に掲載します。

※ メールの件名は、「障害者グループホーム整備補助事業者募集質問（法人名）」としてください。

※メールの送信先は [ama-shogaikeikaku@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-shogaikeikaku@city.amagasaki.hyogo.jp) となります。

## 7 審査・選考

### (1) 審査

提出書類を審査するにあたり、必要に応じてヒアリングや現地調査を行うほか、書類の追加提出を求める場合があります。また、書類審査の後、面接審査（法人によるプレゼンテーション）を行います。

なお、2に掲げる応募資格を満たさない場合や提出書類に虚偽等がある場合、募集要項の内容や審査・選考に関して要求等を申し入れる場合、その他不正行為や無理無体な要求等があった場合は、応募自体を無効とします。

### (2) 選考

「尼崎市社会福祉施設等整備費補助金交付対象事業者選定委員会」において、次の審査項目に基づく採点を行い、原則最も評価点数の高い法人の事業者を採択します。

なお、選考の結果、「採択無し」とする場合がありますので、ご注意ください。

#### 【審査項目】

基本的事項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業実施の趣旨 (日中サービス支援型グループホームへの理解等を含む。)</li><li>○ 基本理念、運営方針 など</li></ul>
財務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 資金計画、施設経営の内容</li><li>○ 法人の経営状況 など</li></ul>
運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 法人の運営状況</li><li>○ 利用者サービス</li><li>○ 職員体制</li><li>○ 地域との連携 など</li></ul>
施設・設備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 設置基準の適合</li><li>○ 土地・建物の確保</li><li>○ 利用者への配慮</li><li>○ 安全性への配慮</li><li>○ 環境・地域への配慮 など</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 整備計画の推進</li><li>○ 事業実施のスケジュール など</li></ul>

## 8 募集・採択スケジュール（予定）

令和元年度	令和元年12月23日（月） ～令和2年2月7日（金）	公募受付期間 ・応募書類等の作成・提出
	令和2年2月10日（月）～	審査・選考 ・書類審査及び面接審査 （事業者によるプレゼンテーションの実施） ・7（2）【審査項目】に基づき選考
	令和2年3月上旬頃	採択・結果通知 ・補助事業者の決定 ・結果通知の送付  <u>（以下、採択事業者のみ）</u> ・補助金に係る書類の提出
令和2年度	令和2年7月中旬頃	内示通知 ・補助内示 ・内示後、速やかに工事入札等の手続きに着手
	令和2年8月～	事業所整備、補助金の交付 ・令和2年度内に工事着手し、竣工・開設 ・事業所の指定 ・事業所開設後に補助金の交付

※ 国要綱に基づく手続きにより、上記スケジュールが変更になることがあります。  
 ※ 原則、令和2年度末までに事業所指定を受けて開設してください。やむを得ない事情等により開設時期や計画内容の見直しが必要となる場合は、本市と協議を行うものとします。

## 9 留意事項

- (1) 応募のために申込者が負担した一切の費用の弁済を市に請求することはできません。また、基本的に提出された書類は返却できません。
- (2) 採択された事業者は、本要項に記載した諸条件等について遵守するとともに、施設の整備・運営にあたっては、障害者総合支援法及び関係法令の遵守はもとより、近隣住民への説明や調整を十分に行うこと。
- (3) 建物の建設に伴う開発手続き等については、事前に市開発指導課等へご相談ください。
- (4) 消防用設備等の設置については、事前に施設整備用地を管轄する消防署又は市消防局予防課等へご相談ください。

- (5) 市長は、採択された法人の事業者において、本要項に記載する事項等について、重大な違背行為があったと認めるとき、又は、洪水、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象で市と事業者の双方の責めに帰すことができないものにより、採択された事業者による本事業の実施が困難であると認めるときは、事業者の決定について取り消すことができます。なお、これらの場合、当該事業者は既に要した一切の費用の弁済を市に求めることはできません。
- (6) 選考時の評価点数については、市のホームページ等で一般に公開する場合がありますので、ご注意ください。

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
尼崎市 健康福祉局 障害福祉担当 障害福祉政策担当  
(尼崎市役所 本庁南館2階 担当者：坂東、山崎)  
電話 06-6489-6577  
ファクス 06-6489-6351  
Eメール [ama-shogaikeikaku@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-shogaikeikaku@city.amagasaki.hyogo.jp)